

令和8年8月以降の
介護職員処遇改善加算等のお知らせに係る
帳票のレイアウト変更について

令和8年7月9日

埼玉県国民健康保険団体連合会

介護福祉課

目次

- 1 令和8年度介護報酬改定に伴う、
介護職員等処遇改善加算の拡充について・・・・・・・・・・ 1
- 2 介護職員処遇改善加算等のお知らせに係る
帳票のレイアウト変更について・・・・・・・・・・ 2
ア：居宅介護支援事業所に原案作成を委託している
地域包括支援センター・・・・・・・・・・ 4
イ：地域包括支援センターから原案作成の委託を
受けている居宅介護支援事業所・・・・・・・・・・ 13
ウ：「ア」、「イ」以外の事業所・・・・・・・・・・ 22
- 3 【参考】令和8年7月
(5月サービス提供分、6月審査分)までの様式・・・・・・・・ 30

1 令和8年度介護報酬改定に伴う、介護職員等処遇改善加算の拡充について

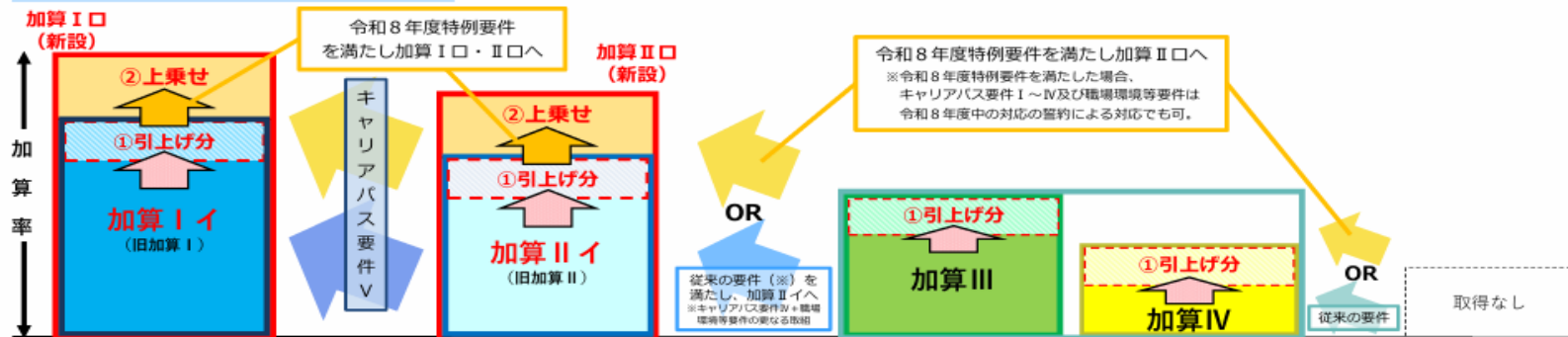
令和8年6月サービス提供分から、介護職員等処遇改善加算が以下のとおり拡充されました

介護職員等処遇改善加算の拡充①

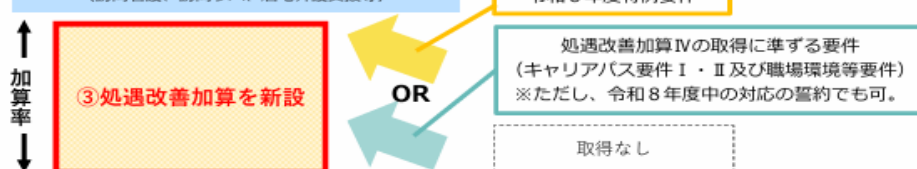
概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

- ア) 訪問、通所サービス等
→ケアブランドデータ連携システムに加入(※) + 実績報告
- イ) 施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
- ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

※ 出典：厚生労働省 老健局「令和8年度介護報酬改定について」を一部抜粋

2 介護職員処遇改善加算等のお知らせに係る帳票のレイアウト変更について

令和8年度介護報酬改定に伴い、介護職員等処遇改善加算が拡充されることから、

(1) 介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

(2) 介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

が令和8年8月（6月サービス提供分・7月審査分）から事業所の種類によって、様式が異なります

また、様式は、3種類となります

3ページ
「【参考】介護予防支援費の請求があった場合の介護職員処遇改善加算等のお知らせの発送パターン」をご覧ください

ア： 居宅介護支援事業所に
原案作成を委託している
地域包括支援センター

(原案作成委託料の支払対象として
介護予防支援の介護職員等処遇
改善加算がある場合)

4ページへ

イ： 地域包括支援センターから
原案作成の委託を受けている
居宅介護支援事業所

(原案作成委託料の支払対象として
介護予防支援の介護職員等処遇
改善加算がある場合)

13ページへ

ウ： 「ア」、「イ」以外の事業所

22ページへ

【参考】介護予防支援費の請求があった場合の
介護職員処遇改善加算等のお知らせに係る帳票のパターン

事業所	原案作成委託料の 支払状況	当該事業所の 介護職員等 処遇改善加算体制	介護職員処遇改善加算等 のお知らせに係る帳票の様式
地域包括支援センター	委託料なし	加算あり	ウ：「ア」、「イ」以外の事業所
		加算なし	該当なし
	委託料あり	加算あり	ア：地域包括支援センター
		加算なし	該当なし
居宅介護支援事業所	委託料なし	加算あり	ウ：「ア」、「イ」以外の事業所
		加算なし	該当なし
	委託料あり	加算あり	イ：居宅介護支援事業所
		加算なし	イ：居宅介護支援事業所 (原案作成委託料分欄のみ計上)

※ 保険者が本会に、原案作成委託料支払事務を委託している場合に限りです

ア：居宅介護支援事業所に原案作成を委託している 地域包括支援センター

以下の点に該当した地域包括支援センターが該当します

- ・ 介護職員等処遇改善加算等の体制がある
- ・ 居宅介護支援事業所にケアプラン原案作成を委託している
- ・ 委託先である居宅介護支援事業所へ原案作成委託料及び介護職員等処遇改善加算等の支払いがある

(1) 「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の変更内容

変更後

〒 000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町 11-11-11

〇〇地域包括支援センター

様

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月〇日までの介護職員処遇改善加算等の加算総額は、
右のとおりですので、お知らせいたします。

事業所番号 1100000000

加算総額 1,600

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算及び令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 処遇改善加算は、加算総額を全て資金改善に充てる必要がありますので、資金改善を実際に行うに当たっては本帳票を参考にしてください。
- 3 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善加算等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

令和〇年〇月〇日

埼玉県国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等の加算総額

指定サービス等	1,600
介護職員等処遇改善加算総額	1,600
(内 委託先支払分)	160
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0

※ 「内 委託先支払分」には、自都道府県内の被保険者に係る原案作成委託料分を計上しています

令和8年8月（6月サービス提供分・7月請求分）から
以下の2点が変更されます

- ① <お知らせの内容について> 欄の変更
- ② 「介護職員処遇改善加算等の加算総額」欄の変更

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

① <お知らせの内容について> 欄の変更

変更内容は、以下のとおりです

変更前

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月 審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりですので、お知らせいたします。

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算、旧介護職員処遇改善加算、旧介護職員等特定処遇改善加算及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

追加変更されます

変更後

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月 審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりですので、お知らせいたします。

対象加算が整理されます

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算及び令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 処遇改善加算は、加算総額を全て賃金改善に充てる必要がありますので、賃金改善を実際に行うに当たっては本帳票を参考にしてください。
- 3 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善加算等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

② 「介護職員処遇改善加算等の加算総額」欄の変更

変更内容は、以下のとおりです

変更前		変更後	
介護職員処遇改善加算等の加算総額		介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等		指定サービス等	1,600
介護職員等処遇改善加算総額	3,000	介護職員等処遇改善加算総額	1,600
旧介護職員処遇改善加算総額	800	(内 委託先支払分) (内 委託先支払分) が追加されます	160
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0	(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0		
地域密着型サービス		地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0	介護職員等処遇改善加算総額	0
旧介護職員処遇改善加算総額	0	(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0	介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0	介護職員等処遇改善加算総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス		(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護職員等処遇改善加算総額	0		
旧介護職員処遇改善加算総額	0		
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0		
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0		

各サービスの小計欄が追加されます

制度改正に伴い、分かれていた以下の3つの加算の表記が、

- 旧介護職員処遇改善加算
- 旧介護職員等特定処遇改善加算
- 旧介護職員等ベースアップ等支援加算

(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等
に変更及び集計されます

※ 「内 委託先支払分」には、自都道府県内の被保険者に係る原案作成委託料分を計上しています

「※」欄が追加されます

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

介護職員処遇改善加算等の加算総額の計上は、以下のとおりです

変更後

介護職員処遇改善加算等の加算総額

指定サービス等 1,600

介護職員等処遇改善加算総額 1,600

(内 委託先支払分 160)

(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額 0

地域密着型サービス 0

介護職員等処遇改善加算総額 0

(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額 0

介護予防・日常生活支援総合事業サービス 0

介護職員等処遇改善加算総額 0

(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額 0

「内 委託先支払分」には、自都道府県内の被保険者に係る原案作成委託料分を計上しています

1 介護職員等処遇改善加算総額

サービス提供年月が**令和8年6月以降**の介護職員等処遇改善加算が計上されます

2 (令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額

サービス提供年月が**令和8年5月以前**の介護職員等処遇改善加算等が計上されます

3 (内 委託先支払分)

「介護職員等処遇改善加算総額」欄に含まれる金額のうち、地域包括支援センターが**委託先である居宅介護支援事業所へ支払う金額**が計上されます

※ 「介護予防ケアマネジメント費」については、「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」に計上されません

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

(2) 「介護処遇改善加算等内訳のお知らせ」の変更内容

主な変更内容は、以下の3点です

変更後

国保連合会→事業所

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ
令和〇年〇月審査分

令和〇年〇月〇日
埼玉県国民健康保険団体連合会

事業所番号	1100000000											原案作成委託料		
	〇〇〇地域包括支援センター											委託先支援事業所番号	委託先支援事業所名	委託先支払分
証記載保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス提供年月	サービス種類コード	サービス種類名	通常/過誤	加算区分	サービス単位数	単位数単価	加算額	委託先支援事業所番号	委託先支援事業所名	委託先支払分
110000	〇〇市	0000000101	ヒメケンシヨ101	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160	1170100010	□□□ケアプラザ	160
110000	〇〇市	0000000102	ヒメケンシヨ102	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160			
110000	〇〇市	0000000103	ヒメケンシヨ103	2026/06	46	介護予防支援	過誤	加算	-9	10.00	-90	1170100020	◇◇◇ケアサービス	-90
110000	〇〇市	0000000103	ヒメケンシヨ103	2026/06	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160	1170100020	◇◇◇ケアサービス	160
110000	〇〇市	0000000103	ヒメケンシヨ103	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160	1170100010	□□□ケアプラザ	160
												1170100010	□□□ケアプラザ	320
												1170100020	◇◇◇ケアサービス	70
					46	介護予防支援		加算			550			
						(委託料控除後)					160			
合 計											550		390	

※加算区分欄の「加算」は、「介護職員等処遇改善加算」を示す。
 ※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅱイ、加算Ⅱロ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(Ⅰ)～加算Ⅴ(ⅱ)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(Ⅰ)～Ⅴ(ⅱ)」を示す。
 ※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。(サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員等処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる)
 ※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。
 ※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。

① 「加算区分」欄の対象加算を追加

② 「※」欄を変更

③ 原案作成委託料欄等を追加

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

① 「加算区分」欄の対象加算を追加

変更内容は、以下のとおりです

変更前

年内訳のお知らせ

区分

サービス種類コード	サービス種類名	通常／過誤	加算区分
11	訪問介護	通常	処遇
11	訪問介護	通常	特定
11	訪問介護	通常	支援
11	訪問介護	通常	加算Ⅰ
A2	訪問型独自	通常	加算Ⅴ(14)
11	訪問介護	過誤	処遇
11	訪問介護	過誤	特定
11	訪問介護	過誤	支援
11	訪問介護	通常	処遇
11	訪問介護	通常	特定
11	訪問介護	通常	支援

変更後

改善加算等内訳のお知らせ

10年〇月審査分

加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、
加算Ⅱイ、加算Ⅱロが追加されます

サービス種類コード	サービス種類名	通常／過誤	加算区分
11	訪問介護	通常	加算Ⅰ
11	訪問介護	通常	加算Ⅰイ
43	居宅介護支援	通常	加算
46	介護予防支援	通常	加算
46	介護予防支援	過誤	加算
46	介護予防支援	通常	加算
46	介護予防支援	通常	加算

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

② 「※」欄を変更

変更内容は、以下のとおりです

変更前

※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(1)～加算Ⅴ(14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(1)～Ⅴ(14)」を示す。

※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。(サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる)

※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。

※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。

変更後

下線部が追加されます

※加算区分欄の「加算」は、「介護職員等処遇改善加算」を示す。

※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅱイ、加算Ⅱロ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(1)～加算Ⅴ(14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(1)～Ⅴ(14)」を示す。

※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。(サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる)

※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。

※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

③ 原案作成委託料欄等を追加

変更内容は、以下のとおりです

変更後

国保連合会→事業所

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

令和〇年〇月審査分

令和〇年〇月〇日

埼玉県国民健康保険団体連合会

事業所番号	1100000000
事業所名	〇〇〇地域包括支援センター

証記載 保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス種類名	通常/ 過誤	加算 区分	サービス 単位数	単位数 単価	加算額	原案作成委託料		
												委託先支援 事業所番号	委託先支援事業所名	委託先 支払分
110000	〇〇市	0000000101	ヒナクシヤ101	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160	1170100010	□□□ケアプラザ	160
110000	〇〇市	0000000102	ヒナクシヤ102	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160			
110000	〇〇市	0000000103	ヒナクシヤ103	2026/06	46	介護予防支援	過誤	加算	-9	10.00	-90	1170100020	◇◇◇ケアサービス	-90
110000	〇〇市	0000000103	ヒナクシヤ103	2026/06	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160	1170100020	◇◇◇ケアサービス	160
110000	〇〇市	0000000103	ヒナクシヤ103	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160	1170100010	□□□ケアプラザ	160
												1170100010	□□□ケアプラザ	320
												1170100020	◇◇◇ケアサービス	70
	小計				46	介護予防支援		加算			550			
						(委託料控除後)					160			
						合計					550			390

- 「委託先支援事業所番号」、「委託先支援事業所名」、「委託先支払分」が追加されます
- 原案作成を委託している場合に出力されます
- 各委託先支援事業所の小計が追加されます
- 介護職員等処遇改善加算に係る「(委託料控除後)」の金額が追加されます

イ：地域包括支援センターから原案作成の委託を受けている 居宅介護支援事業所

以下の点に該当した居宅介護支援事業所が該当します

- ・ 地域包括支援センターから原案作成の委託を受けている
- ・ 委託元である地域包括支援センターから原案作成委託料及び介護職員等処遇改善加算等の支払いがある

(1) 「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の変更内容

変更後

〒 000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町11-11

〇〇居宅介護支援事業所

様

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、
右のとおりですので、お知らせいたします。

事業所番号 1171111111

＜お知らせの内容について＞

加算総額 4,160

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算及び令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 処遇改善加算は、加算総額を全て賃金改善に充てる必要がありますので、賃金改善を実際に行うに当たっては本帳票を参考にしてください。
- 3 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善加算等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

令和〇年〇月〇日
埼玉県国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等の加算総額

指定サービス等	4,160
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	1,000
原案作成委託料分	160
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0

※ 「原案作成委託料分」には、同一都道府県に所在する地域包括支援センターが、原案作成委託料の支払事務を国保連合会に委託している場合、自都道府県内の被保険者に係る金額を計上しています

令和8年8月（6月サービス提供分・7月請求分）から
以下の2点が変更されます

- ① <お知らせの内容について> 欄の変更
- ② 「介護職員処遇改善加算等の加算総額」欄の変更

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

① <お知らせの内容について> 欄の変更

変更内容は、以下のとおりです

変更前

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月 審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりですので、お知らせいたします。

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算、旧介護職員処遇改善加算、旧介護職員等特定処遇改善加算及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

追加変更されます

変更後

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月 審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりですので、お知らせいたします。

対象加算が整理されます

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算及び令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 処遇改善加算は、加算総額を全て賃金改善に充てる必要がありますので、賃金改善を実際に行うに当たっては本帳票を参考にしてください。
- 3 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善加算等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

② 「介護職員処遇改善加算等の加算総額」欄の変更

変更内容は、以下のとおりです

変更前

介護職員処遇改善加算等の加算総額

指定サービス等	
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
旧介護職員処遇改善加算総額	800
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0

地域密着型サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	0
旧介護職員処遇改善加算総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0

介護予防・日常生活支援総合事業サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	0
旧介護職員処遇改善加算総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0

制度改正に伴い、分かれていた以下の3つの加算の表記が、

- 旧介護職員処遇改善加算
- 旧介護職員等特定処遇改善加算
- 旧介護職員等ベースアップ等支援加算

(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等

に変更及び集計されます

変更後

介護職員処遇改善加算等の加算総額

指定サービス等	4,160
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	1,000
原案作成委託料分	160
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0

「原案作成委託料分」が追加されます

各サービスの小計欄が追加されます

「※」欄が追加されます

※ 「原案作成委託料分」には、同一都道府県に所在する地域包括支援センターが、原案作成委託料の支払事務を国保連合会に委託している場合、自都道府県内の被保険者に係る金額を計上しています

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

介護職員処遇改善加算等の加算総額の計上は、以下のとおりです

変更後

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	4,160
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	1,000
原案作成委託料分	160
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0

※ 「原案作成委託料分」には、同一都道府県に所在する地域包括支援センターが、原案作成委託料の支払事務を国保連合会に委託している場合、自都道府県内の被保険者に係る金額を計上しています

1 介護職員等処遇改善加算総額

サービス提供年月が**令和8年6月以降**の介護職員等処遇改善加算が計上されます

2 (令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額

サービス提供年月が**令和8年5月以前**の介護職員等処遇改善加算等が計上されます

3 原案作成委託料分

委託元である**地域包括支援センターから支払われる介護職員等処遇改善加算の金額**が計上されます

※ 「介護予防ケアマネジメント費」については、「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」に計上されません

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

(2) 「介護処遇改善加算等内訳のお知らせ」の変更内容

主な変更内容は、以下の3点です

変更後

国保連合会→事業所

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

令和〇年〇月審査分

令和〇年〇月〇日

埼玉県国民健康保険団体連合会

事業所番号	1171111111
事業所名	〇〇居宅介護支援事業所

証記載 保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス 提供年月	サービス種類 コード	サービス種類名	通常/ 過誤	加算 区分	サービス 単位数	単位数 単価	加算額	原案作成委託料分
110000	〇〇市	0000000201	ヒホカンシヤ201	2026/05	11	訪問介護	通常	加算Ⅰ	150	10.00	1,500	
110000	〇〇市	0000000201	ヒホカンシヤ201	2026/06	11	訪問介護	通常	加算Ⅰイ	250	10.00	2,500	
110000	〇〇市	0000000202	ヒホカンシヤ202	2026/07	43	居宅介護支援	通常	加算	120	10.00	1,200	
110000	〇〇市	0000000203	ヒホカンシヤ203	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	25	10.00	250	
110000	〇〇市	0000000204	ヒホカンシヤ204	2026/06	46	介護予防支援	過誤	加算				-90
110000	〇〇市	0000000204	ヒホカンシヤ204	2026/06	46	介護予防支援	通常	加算				160
110000	〇〇市	0000000204	ヒホカンシヤ204	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算				160
	小計				11	訪問介護		加算Ⅰ			1,500	
					11	訪問介護		加算Ⅰイ			2,500	
					43	居宅介護支援		加算			1,200	
					46	介護予防支援		加算			250	230
合 計											5,450	230

※加算区分欄の「加算」は、「介護職員等処遇改善加算」を示す。
 ※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅱイ、加算Ⅱロ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(1)～加算Ⅴ(14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(1)～Ⅴ(14)」を示す。
 ※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。(サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる)
 ※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。
 ※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。

- ① 「加算区分」欄の対象加算の追加
- ② 「※」欄の変更
- ③ 原案作成委託料分欄等の追加

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

① 「加算区分」欄の対象加算を追加

変更内容は、以下のとおりです

変更前

案内のお知らせ

区分

サービス種類コード	サービス種類名	通常／過誤	加算区分
11	訪問介護	通常	処遇
11	訪問介護	通常	特定
11	訪問介護	通常	支援
11	訪問介護	通常	加算Ⅰ
A2	訪問型独自	通常	加算Ⅴ(14)
11	訪問介護	過誤	処遇
11	訪問介護	過誤	特定
11	訪問介護	過誤	支援
11	訪問介護	通常	処遇
11	訪問介護	通常	特定
11	訪問介護	通常	支援

変更後

改善加算等案内のお知らせ

10年〇月審査分

加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、
加算Ⅱイ、加算Ⅱロが追加されます

サービス種類コード	サービス種類名	通常／過誤	加算区分
11	訪問介護	通常	加算Ⅰ
11	訪問介護	通常	加算Ⅰイ
43	居宅介護支援	通常	加算
46	介護予防支援	通常	加算
46	介護予防支援	過誤	加算
46	介護予防支援	通常	加算
46	介護予防支援	通常	加算

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

② 「※」欄を変更

変更内容は、以下のとおりです

変更前

- ※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(1)～加算Ⅴ(14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(1)～Ⅴ(14)」を示す。
- ※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。(サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる)
- ※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。
- ※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。

変更後

下線部が追加されます

- ※加算区分欄の「加算」は、「介護職員等処遇改善加算」を示す。
- ※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅱイ、加算Ⅱロ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(1)～加算Ⅴ(14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(1)～Ⅴ(14)」を示す。
- ※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。(サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる)
- ※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。
- ※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

③ 原案作成委託料分欄等を追加

帳票レイアウト（一部抜粋）は、以下のとおりです

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

変更後

国保連合会→事業所

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

令和〇年〇月審査分

令和〇年〇月〇日

埼玉県国民健康保険団体連合会

事業所番号	1171111111
事業所名	〇〇居宅介護支援事業所

証記載 保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス 提供年月	サービス種類 コード	サービス種類名	通常/ 過誤	加算 区分	サービス 単位数	単位数 単価	加算額	原案作成委託料分
110000	〇〇市	0000000201	ヒネケンシヤ201	2026/05	11	訪問介護	通常	加算 I	150	10.00	1,500	
110000	〇〇市	0000000201	ヒネケンシヤ201	2026/06	11	訪問介護	通常	加算 I イ	250	10.00	2,500	
110000	〇〇市	0000000202	ヒネケンシヤ202	2026/07	43	居宅介護支援	通常	加算	120	10.00	1,200	
110000	〇〇市	0000000203	ヒネケンシヤ203	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	25	10.00	250	
110000	〇〇市	0000000204	ヒネケンシヤ204	2026/06	46	介護予防支援	過誤	加算				-90
110000	〇〇市	0000000204	ヒネケンシヤ204	2026/06	46	介護予防支援	通常	加算				160
110000	〇〇市	0000000204	ヒネケンシヤ204	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算				160
	小計				11	訪問介護		加算 I			1,500	
					11	訪問介護		加算 I イ			2,500	
					43	居宅介護支援		加算			1,200	
					46	介護予防支援		加算			250	230

- 介護職員等処遇改善加算に係る原案作成委託料を出力する「原案作成委託料」が追加されます
- 原案作成委託料分について、介護予防支援の行に小計が追加されます

ウ：「ア」、「イ」以外の事業所

「ア：地域包括支援センター」及び「イ：居宅介護支援事業所」以外の事業所が該当します

(1) 「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の変更内容

変更後

〒 000-0002
埼玉県〇〇市〇〇町7-8-9
〇〇ヘルプサービスセンター
□□ □□ 様

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、
右のとおりですので、お知らせいたします。

事業所番号 1170000000
加算総額 3,800

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算及び令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 処遇改善加算は、加算総額を全て資金改善に充てる必要がありますので、資金改善を実際に行うに当たっては本様票を参考にしてください。
- 3 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善加算等の実績を報告する際に、本様票を参考にしてください。

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	3,800
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	800
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0

令和8年8月（6月サービス提供分・7月請求分）から以下の2点が変更されます

- ① <お知らせの内容について> 欄の変更
- ② 「介護職員処遇改善加算等の加算総額」欄の変更

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

① <お知らせの内容について> 欄の変更

変更内容は、以下のとおりです

変更前

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月 審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりですので、お知らせいたします。

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算、旧介護職員処遇改善加算、旧介護職員等特定処遇改善加算及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

追加変更されます

変更後

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月 審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりですので、お知らせいたします。

対象加算が整理されます

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算及び令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 処遇改善加算は、加算総額を全て賃金改善に充てる必要がありますので、賃金改善を実際に行うに当たっては本帳票を参考にしてください。
- 3 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善加算等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

② 「介護職員処遇改善加算等の加算総額」欄の変更

変更内容は、以下のとおりです

変更前	変更後
介護職員処遇改善加算等の加算総額	介護職員処遇改善加算等の加算総額
指定サービス等	指定サービス等
介護職員等処遇改善加算総額	3,800
旧介護職員処遇改善加算総額	800
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0
地域密着型サービス	地域密着型サービス
介護職員等処遇改善加算総額	0
旧介護職員処遇改善加算総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	介護予防・日常生活支援総合事業サービス
介護職員等処遇改善加算総額	0
旧介護職員処遇改善加算総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0

各サービスの小計欄が追加されます

制度改正に伴い、分かれていた以下の3つの加算の表記が、

- ・ 旧介護職員処遇改善加算
- ・ 旧介護職員等特定処遇改善加算
- ・ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算

(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等

に変更及び集計されます

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

介護職員処遇改善加算等の加算総額の計上は、以下のとおりです

変更後

介護職員処遇改善加算等の加算総額

指定サービス等 3,800

介護職員等処遇改善加算総額 3,000

(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額 800

地域密着型サービス 0

介護職員等処遇改善加算総額 0

(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額 0

介護予防・日常生活支援総合事業サービス 0

介護職員等処遇改善加算総額 0

(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額 0

1 介護職員等処遇改善加算総額

サービス提供年月が**令和8年6月以降**の
介護職員等処遇改善加算が計上されます

2 (令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額

サービス提供年月が**令和8年5月以前**の
介護職員等処遇改善加算等が計上されます

※ 「介護予防ケアマネジメント費」については、
「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」に
計上されません

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

① 「加算区分」欄の対象加算を追加

変更内容は、以下のとおりです

変更前

変更後

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

令和〇年〇月審査分

被保険者名	サービス提供年月	サービス種類コード	サービス種類名	通常/過誤	加算区分	サービス
シヤ1	2024/05	11	訪問介護	通常	処遇	
シヤ1	2024/05	11	訪問介護	通常	特定	
シヤ1	2024/05	11	訪問介護	通常	支援	
シヤ1	2024/06	11	訪問介護	通常	加算Ⅰ	
シヤ2	2024/06	A2	訪問型独自	通常	加算Ⅴ(14)	
シヤ3	2024/05	11	訪問介護	過誤	処遇	
シヤ3	2024/05	11	訪問介護	過誤	特定	
シヤ3	2024/05	11	訪問介護	過誤	支援	
シヤ3	2024/05	11	訪問介護	通常	処遇	
シヤ3	2024/05	11	訪問介護	通常	特定	
シヤ3	2024/05	11	訪問介護	通常	支援	
		11	訪問介護		処遇	
		11	訪問介護		特定	
		11	訪問介護		支援	
		11	訪問介護		加算Ⅰ	
		A2	訪問型独自		加算Ⅴ(14)	

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

令和〇年〇月審査分

加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、
加算Ⅱイ、加算Ⅱロが追加されます

被保険者名	サービス提供年月	サービス種類コード	サービス種類名	通常/過誤	加算区分	サービス単位表
ヒカソヤ301	2026/05	11	訪問介護	通常	加算Ⅰ	
ヒカソヤ302	2026/06	11	訪問介護	通常	加算Ⅰイ	
ヒカソヤ303	2026/06	11	訪問介護	過誤	加算Ⅰイ	
ヒカソヤ303	2026/06	11	訪問介護	通常	加算Ⅰイ	
ヒカソヤ303	2026/07	11	訪問介護	通常	加算Ⅰイ	
		11	訪問介護		加算Ⅰ	
		11	訪問介護		加算Ⅰイ	

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

② 「※」欄を変更

変更内容は、以下のとおりです

変更前

- ※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(1)～加算Ⅴ(14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(1)～Ⅴ(14)」を示す。
- ※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。(サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる)
- ※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。
- ※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。

変更後

下線部が追加されます

- ※加算区分欄の「加算」は、「介護職員等処遇改善加算」を示す。
- ※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅱイ、加算Ⅱロ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(1)～加算Ⅴ(14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(1)～Ⅴ(14)」を示す。
- ※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。(サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる)
- ※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。
- ※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋

【参考】令和8年7月（5月サービス提供分、6月審査分）までの様式

(1) 介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ (2) 介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

〒 000-0000
〇〇市〇町11-11-11
〇〇ヘルプセンター 様

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和〇年〇月審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりですので、お知らせいたします。
 <お知らせの内容について>

1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算、旧介護職員処遇改善加算、旧介護職員等特定処遇改善加算及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
 2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を報告する際に、本様票を参考してください。

令和〇年〇月〇日
埼玉県国民健康保険団体連合会

事業所番号	1170000000
加算総額	56,740

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	
介護職員等処遇改善加算総額	24,500
旧介護職員処遇改善加算総額	15,070
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	6,930
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	2,640
地域密着型サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	0
旧介護職員処遇改善加算総額	
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	7,600
旧介護職員処遇改善加算総額	
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

令和〇年〇月〇日
埼玉県国民健康保険団体連合会

証記載 保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス 提供年月	サービス種類 コード	サービス種別名	通常/ 通算	加算 区分	サービス単位数	単位数 単価	加算額
110010	〇〇市	0000000001	セワシヤ1	2024/05	11	訪問介護	通常	経過	1,370	10.00	13,700
110010	〇〇市	0000000001	セワシヤ1	2024/05	11	訪問介護	通常	特定	630	10.00	6,300
110010	〇〇市	0000000001	セワシヤ1	2024/05	11	訪問介護	通常	支援	240	10.00	2,400
110010	〇〇市	0000000001	セワシヤ1	2024/06	11	訪問介護	通常	加算 I	2,450	10.00	24,500
110010	〇〇市	0000000002	セワシヤ2	2024/06	A2	訪問型独自	通常	加算 V (14)	760	10.00	7,600
110010	〇〇市	0000000003	セワシヤ3	2024/05	11	訪問介護	通算	経過	-1,096	10.00	-10,960
110010	〇〇市	0000000003	セワシヤ3	2024/05	11	訪問介護	通算	特定	-504	10.00	-5,040
110010	〇〇市	0000000003	セワシヤ3	2024/05	11	訪問介護	通算	支援	-192	10.00	-1,920
110010	〇〇市	0000000003	セワシヤ3	2024/05	11	訪問介護	通常	経過	1,233	10.00	12,330
110010	〇〇市	0000000003	セワシヤ3	2024/05	11	訪問介護	通常	特定	567	10.00	5,670
110010	〇〇市	0000000003	セワシヤ3	2024/05	11	訪問介護	通常	支援	216	10.00	2,160
小計											15,070
合計											56,740

※加算区分別の「加算 I、加算 II、加算 III、加算 IV、加算 V (1)～加算 V (14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算 I、II、III、IV、V (1)～V (14)」を指す。
 ※加算区分別の「経過」には、「介護職員等処遇改善加算 I、II、III」が含まれる。「サービス提供年月が令和8年3月までの「介護職員等処遇改善加算 IV、V」も含まれる。
 ※加算区分別の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算 I、II」が含まれる。
 ※加算区分別の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を指す。

※ 出典：国保中央会資料を一部抜粋